

鳥取市障がい者福祉バス借上支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市障がい者福祉バス借上支援事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児（以下「障がい者」という。）が、団体で研修会等に参加する場合に、当該事業のために利用するバスの借上げに要する経費の一部を補助することにより、障がい者の社会参加と福祉の向上に寄与することを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい者団体 障がい者又はその保護者により構成された団体で、鳥取市内に所在し、団体規約を有するものをいう。
- (2) 研修会等 研修会、講習会、視察、体育大会、ハイキング等障がい者又はその保護者の教養を高め、又は健康を増進することを目的に開催されるものをいう。

(補助事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、障がい者団体の構成員のうち10人以上が参加する事業であって、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 障がい者団体が主催又は共催する研修会等に参加する事業
- (2) 福祉団体が主催又は共催する研修会等に参加する事業
- (3) 行政機関が主催又は共催する研修会等に参加する事業
- (4) その他前号までに準ずると市長が認める事業

(補助対象者)

第5条 本補助金の交付の対象となる者は、補助事業を実施する障がい者団体とする。

(補助対象経費)

第6条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する次に掲げる経費とする。

- (1) バス借上料
- (2) 高速道路等通行料
- (3) 駐車料
- (4) その他市長が必要と認める経費

(補助金の交付)

第7条 本補助金は、次の式により算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、千円未満の端数は切り捨てる。

(1) 補助対象経費が50,000円以内の場合

補助対象経費の額×10/10

(2) 補助対象経費が50,000円を超える場合

(補助対象経費の額－50,000円)×2/3+50,000円

2 本補助金の交付は、1団体につき、当該年度に2回までとする。

(交付申請の時期等)

第8条 本補助金の交付申請は、原則として補助対象事業実施の10日前までに行うものとする。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第9条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額

(2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届を要しない場合)

第10条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する場合以外のすべての場合とする。

(実績報告)

第11条 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、それぞれ様式第3号及び様式第4号によるものとする。

(雑則)

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱の規定により作成され、使用されている用紙については、当分の間、使用することができるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

鳥取市障がい者福祉バス借上支援事業計画書

1 事業の目的

--

2 実施場所

--

3 実施日時

年	月	日
【出発時間】	時	分
【帰着時間】	時	分

4 参加（予定）人数

--

5 添付書類

- (1) 見積書
- (2) 行程表
- (3) 乗車名簿（氏名、団体構成員の該当・非該当）
- (4) 団体規約
- (5) 事業の募集要項、案内文書、チラシ等

様式第2号（第8条関係）

鳥取市障がい者福祉バス借上支援収支予算書

1 歳入予算

区分	予算額	(決算額)	(差引増減)
補助金			
その他			
合計			

2 歳出予算

区分	予算額	(決算額)	(差引増減)
補助対象経費			
バス借上料			
高速道路等通行料			
駐車料			
その他			
小計			
補助対象外経費			
小計			
合計			

様式第3号（第11条関係）

鳥取市障がい者福祉バス借上支援事業報告書

1 事業の目的

--

2 実施場所

--

3 実施日時

年	月	日
【出発時間】	時	分
【帰着時間】	時	分

4 参加人数

--

5 添付書類

- (1) 請求書
- (2) 行程表
- (3) 乗車名簿（氏名、団体構成員の該当・非該当）

様式第4号（第11条関係）

鳥取市障がい者福祉バス借上支援収支決算書

1 歳入決算

区分	予算額	決算額	差引増減
補助金			
その他			
合計			

2 歳出決算

区分	予算額	決算額	差引増減
補助対象経費			
バス借上料			
高速道路等通行料			
駐車料			
その他			
小計			
補助対象外経費			
小計			
合計			